

滋賀県弓道連盟国民スポーツ大会選手選考規則

（目的）

第1条 この規則は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に出場する選手の公正かつ公平な選考を行なうための基準および手続き等を定めることを目的とする。

（参加資格）

第2条 滋賀県弓道連盟（以下「本連盟」という。）は、修練を積んだ実力のある国スポ選手を決定するための選考を実施するものとし、その参加資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、国民スポーツ大会ふるさと選手制度を活用し参加する選手は予め所定の方法により「ふるさと」を登録した者とする。

- （1）本連盟の会員であること。
- （2）公益財団法人全日本弓道連盟のID番号を有していること。
- （3）公益財団法人日本スポーツ協会の定める国スポ参加資格を有していること。
- （4）国スポ選手決定後において本連盟が実施する強化練習会、強化合宿等に参加できること。

（選考方法）

第3条 国スポ選手の選考は、前条に規定する参加資格を満たし、国スポ出場の意向を持つ者を対象に、強化練習記録会、第一次候補選手選考会、第二次候補選手選考会、および近畿ブロック大会出場選手選考会を実施し、近畿ブロック大会出場選手を決定する。

詳細は、実施細則および選手選考の流れにより実施するものとする。

なお、近畿ブロック大会出場選手に選出されなかった第二次候補選手は、近畿ブロック大会補欠選手としてその後の強化練習会および近畿ブロック大会に参加し、近畿ブロック大会出場選手が怪我等で出場できない場合は交代選手として出場する。

（選考基準）

第4条 国スポ選手の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行なう。

- （1）強化練習記録会、第一次候補選手選考会、第二次候補選手選考会、および近畿ブロック大会出場選手選考会における近似的競技および遠的競技の成績
- （2）競技における射形、会相、的中させる離れなど技術面の評価
- （3）本連盟の規約に照らして、滋賀県の国スポ選手として品位を損なわない者

（選考委員会）

第5条 国スポ選手の選考は、選考委員会により行なう。

2 選考委員会は、本連盟の会長、副会長、常務理事および指導強化本部理事により構成するものとし、少年の部の選考にあっては、滋賀県高等学校体育連盟弓道専門部に所属する高等学校弓道部の顧問を加えるものとする。

- 3 選考委員会においては、前条の選考基準をもとに総合的に判断して選考する。なお、近畿ブロック大会で本国スポの出場権を獲得した場合は、原則、近畿ブロック大会出場選手を本国スポ出場選手とする。ただし、都合により近畿ブロック大会出場選手が本国スポに出場できない場合は、近畿ブロック大会補欠選手を選手とする。
- 4 選考委員会は、前項により決定された者が滋賀県弓道連盟倫理規程に違反していることが判明した場合はその者の弁明を聞いたうえで、国スポ選手の決定を取り消す等の措置を取ることができる。

(欠員等の補充等)

第6条 国スポ選手の決定後に選手が欠員となった場合または定数に満たなくなった場合は、改めて選考委員会を開催し、補充の選手を選考、決定するものとする。

(異議申し立て)

- 第7条 選手選考の結果に対して異議がある者は、選考結果発表後、速やかに文書によりその旨を滋賀県弓道連盟会長へ提出すること。
- 2 滋賀県弓道連盟会長は、選手選考結果について文書により異議申し立てがあった場合、速やかに選考委員会を招集し、その内容について審議する。
 - 3 選考委員会の審議結果については異議申し立て者に対し文書で回答する。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が常務理事会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに実施された令和5年の国スポ選手予選会は、この規則の規定に基づき実施されたものとみなす。
- 3 令和6年1月21日 一部改正（名称変更および異議申し立て追加）
- 4 令和7年11月2日 一部改正